川口市記者クラブ　報道各社　様　　平成25年5月15日

平成21年度川口市議会の政務調査費に関する住民監査請求の結果について

川口市民オンブズマン・代表　村松幹雄

■ごあいさつ

平素より、川口市に関する各種報道活動にご尽力頂き、心より感謝申し上げます。

標記の件、当会では去る3月5日（火）に川口市監査委員宛に、平成21年度川口市議会の政務調査費に関する監査請求書を提出させていただきました。

5月9日（木）に川口市監査委員より監査結果を郵送で受領しましたので、監査結果についての概要と当会の所見をご案内します。

■監査請求の結果について

下記のとおり、川口市監査委員が勧告した返還金額と監査期間中に自主的に返還された総額は、711,941円になりました。

□監査結果金額（単位：円）

	川口市民オンブズマン 監査請求金額 （返還対象金額）	返還金額 （自主返還額）
広報発行等に関する支出 ※議員33名、2会派（自民・共産）が該当。広報紙発行関連費用について政務調査費で全額支出したものが対象	21,941,653 （10,970,827）	628,308
公聴費に関する支出 1会派（自民）が該当。来客用のコーヒー代に関する支出が対象	167,265 （83,633）	（83,633）
合計	22,108,918 （11,054,460）	711,941

※ 公聴費に関する支出は、監査結果において監査委員が返還の必要を認めていましたが、監査期間中の平成25年3月21日に自民党の会派から83,633円が市へ返還されました。

■監査請求の結果についての当会の所見

今回の監査結果に関する当会の所見は別紙のとおりになります。

※当所見は市長・議長・監査委員宛に送付しています。

■その他

●別紙

「監査請求に係る結果」に対する所見」・「返還金額が多額だった政務調査報告書3件」

「政務活動費に関する申し入れ書(平成24年11月23日)」

●当会の活動の詳細については当会HP、または以下の問合せ先までご連絡ください。

〒333-0821 川口市東内野56-33電話：Fax：048-295-0580

kawaguchi.citizen.ombudsman@tcat.ne.jp　http://k-c-ombudsman.sakura.ne.jp

以上

2013年5月15日

川口市民オンブズマン

「監査請求に係る結果」に対する所見

当会会員ら3名が2009年度分（平成21年度分）政務調査費の支出のうち、下記について不適切な支出とし返還を求めた。

1、「広報発行等に関する政務調査費の支出：議員33名分(21,941,653円)」按分し　10,970,827円

2、「自由民主党、公聴費（来客用コーヒー代167,265円）」按分し　83,633円

1、川口市監査委員は住民監査請求に係る結果について（通知）は以下のとおりである。

1、広報発行等に関する政務調査費の支出

返還請求金額　10,970,827円に対し監査委員が認定した返還金額は628,308円。

2、自由民主党　公聴費（来客用コーヒー代）の支出

当該金額（83, 633円）については、監査期間中の平成25年3月21日に同会派から市に返還されたことを確認したとし、83,633円が返還された。

3、返還合計金額

上記1,2、の返還請求合計金額22,025,286に対し、返還合計金額は711,941円の支出を不適切と認め市に返還されるに止まった。

住民監査請求における監査対象金額（または返還請求金額）は以下のとおり。

項目	監査対象金額 （返還対象金額）	備考
広報発行等に関する支出	21,941,653円 （10,970,827円）	議員33名、2会派（自民・共産）が該当。広報紙発行関連費用について政務調査費で全額支出したものが対象。
公聴費に関する支出	167,265円 （83,633円）	1会派（自民）が該当。来客用のコーヒー代に関する支出が対象
合計	22,108,918円 （11,054,460円）	

2、監査結果についてについて以下のとおり請求人の所見を述べる。

請求の要旨

1、広報発行等に関する政務調査費の違法または不当な支出

市政報告等の広報発行に関する政務調査費の条例と規程及び手引きに反する支出について自由民主党川口市議会議員団、日本共産党川口市議会議員団の2会派及び議員33名の支出を指摘した。

上記各議員に対して支出金額の返還請求を求める理由。

川口市議会政務調査費の交付に関する条例第1条に、この条例は、地方自治法　第100条第14項及び第15項の規定に基づき、川口市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。」とあり「第6条　会派又域議員は、政務調査費を別に定める使途の基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」と定めている。

また、手引きでは政務調査費の使途に係わる運用方針として、政務調査費の支出に関する二つの原則である「実費弁償」・「費用按分」を定め、「費用按分」については実態として議員活動が混然一体、多面的であることを大前提としている。

会派・議員が政務調査費で広報活動を行う場合、当然ながら会派名・議員個人名を周知したうえで行うことが必要であり、名前や顔写真等により会派名・個人名が特定できる掲載内容になることは否定できない。そして，広報紙の内容が，会派・議員本人の顔写真や氏名を目立つ場所に大きく記載するなど、単なる会派・議員個人の宣伝の場と化することが珍しくない。議員が活動をするうえで公人としての議員活動（会派としての個人の集合体を含む）と政治家個人としての活動が混然一体であり、また、広報活動と宣伝活動の両者を峻別することは実際には困難である。そして、政治家個人としての宣伝活動のために政務調査費を利用することを「議員の調査研究に資する」とすることは違法であり、納税者の納得も得られないと考える。これまでのことから、印刷・配布等の費用のうち、按分したうえで政務調査費を充てることができると考えるが、現在、川口市議会の手引きでは按分比率は最大で2分の1となる。

上記に示す会派・議員は、調査研究活動、議会活動及び市政に関する報告・PRとして、広報紙等を発行し、発行に係わる費用をいずれも全額を政務調査費から支出しており、上記のことから本件支出における政務調査費の全額支出犠認められない。

今回の監査請求、返還請求金額　21,941,635円に対し監査委員が認定した返還金額は628,308円であった。

2、自由民主党　公聴費（来客用コーヒー代）の支出

自由民主党の市議会議員控室における「来客用コーヒー代、167，265円」を公聴費（来客用コーヒー）とし全額支出した。この支出は按分1／2に反した支出であるとして返還を求めた。

しかし監査結果によると、文意「この支出は按分1／2に反した支出であり返還を求める必要があると認められるが、当該金額（83，633円）については、監査期間中の平成25年3月21日に同会派から市に返還されたことを確認した。このことから、本件請求については、特に措置する必要はないものと判断する。」であった。

此の事は指摘を受けなければ結果として支出が認められてしまう公金支出の管理の杜撰さが明らかになった例である。

3、監査委員の判断について

本件請求人らは過去数回にわたり住民監査請求を行い監査委員の「監査請求に係る結果」を示されてきた。過去を含み請求人らが指摘する不具合についての監査委員の判断は請求人らの判断と大きく隔た

りがあり「法以下の定めについての解釈が議員寄りである」と強く感じている部分がある。

今回の判断で監査委員が不適切と認定した事例は、違法または不当であることが余りにも明白なものであり、議員らの活動の範囲を拡大解釈することが不可能であったものに限定されている。議員らの作成する市政ニュースなどの広報紙を一見し「政務調査費の手引き使途項目　広報費の内容、 調査研究活動、議会活動及び市政に関する報告・ＰＲ に要する経費」の範疇とは言えないと感じるものが多い。

しかし少数の議員ではあるが広報紙の内容が明確に市政報告であり、市民に対し真摯な内容で発行されている例がある。このような議員らの政務調査報告書（個表）の記載内容及び会計処理上についても正確な処理がなされている事実もある。

今回の監査結果において広報紙等の内容に関して（イ）個別判断として示されている考え方について以下が示されている。

文意「・・広報紙等の内容に関する事項以外の指摘事項のうち、監査請求書の「備考」欄に『領収証数量なし会計処理上不可』等とある領収書等の記載事項に関する指摘については、領収書等に数量等の記載がなくとも、領収先において正規に発行された領収書等と認識できるものであり、かつ、その金額等が不自然なものでない限り、支払の確認ができないとまでは言えないので、数量等支払の内容について政務調査報告書（個表）その他により確認できる場合は、原則として適正なものと判断した。また。これに該当するものについては、「個別監査結果一覧表」の「備考」欄に、「数量は〇〇〇枚であることを確認した」等と記載した。」

上記の判断は本件が公金であるから、その支出を報告する政務調査報告書（個表）に定めに従い領収証に記載されるべき事項を記載した領収証を添付することが当然であると判断するべきである。

記載のない事例に対し監査委員がこれを補足するために「数量は〇〇〇枚であることを確認した」等と記載する裏付け確認を行うのは不可解であり、不完全な政務調査報告書（個表）は会計処理上不可であることを明確に示すことが必要である。これを明確にしなければ今後も議員らは不完全な政務調査報告書（個表）でも監査委員が補足するからよし、の処理となる可能性を否定できないことになる。

今後、監査委員におかれては本件住民監査請求に係る結果について（通知）4　意見に記載された「政務調査報告書（個表）に関し、広報紙等の印刷枚数等、支出に係る内容の記載が十分とはいえないものや印刷物について裏面のコピーが添付されていないもの等が見受けられたので、丁寧で明確な記載並びに資料の的確な添付について、より一層配意する必要がある。」に従い監査されるよう願うものである。

4、市長、議長、監査委員へ書簡送付

市長、議長、各議員においては、今回の監査結果と共に当会の政務活動費に関する申し入れ書(平成24年11月23日)も踏まえて公金の支出に関する改善を期待したい。

なお、当所見は別途、市長・市議会議長・監査委員へ書簡として送付しました。

以上

政務調査報告書（個表）

21年9月16日作成

管理番号		8-3
会派(議員)名		自民党
実施年月日		21年8月12日
実施者名		稲川和成
調査の具体的内容	項目	①研究研修費 ②調査旅費 ③資料作成費 ④資料購入費 ⑤広報費 ⑥広聴費 ⑦人件費 ⑧事務所費 ⑨その他の経費
	内容	市政報告を作成印刷 (別紙参照) ※内容を詳細に記載し、報告書がある場合は添付すること
支出の内容	金額	315.000円
	内訳	新聞4000枚X60円＝240000 技代 60.000 消費税 15.000 ※添付する領収書等と同一番号を付記し対応関係を明らかにすること
備考		

※領収書等は領収書等貼付用紙（別様）に貼付し、この報告書に添付すること

領収書等貼付用紙

管理番号 ※	8-3

領収書等は重ならないように貼付すること

領　収　証

稲川和成　様

21年8月2日

¥315,000※

但し

上記の金額正に領収いたしました

収入印紙 日本政府 200円 [redacted]

有限会社 浜田印刷 [redacted]

〒332－0028 埼玉県川口市宮町14番25号
TEL 048（251）6[redacted]
FAX 048（251）1521

※管理番号は政務調査報告書（個表）と同一とし、複数にわたるときは枝番を付すること

未来の宝　子供たちの為に

稲川和成 市政報告

平成21年7月11日発行
政務調査事務所
[redacted]
TEL: [redacted]
FAX: [redacted]

◆おかげさまで、経済文教常任委員長に就任させて頂きました。

小池[illegible]元防衛大臣を新幕代議士と訪問。
北朝鮮の核ミサイル等テロから市民国民を守る為に意見交換。

小暑を過ぎ、お盆も近づき、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

又、日頃は、私の議会活動、並びに政治活動に対し多大なるご支援とご協力を賜り心より御礼を申し上げます。さて、先月開催されました６月定例議会において、経済文教常任委員会の委員長に就任させて頂きました。改めて関係者各位に感謝を申し上げます。

先日ある企業の社長さんの経営講演会に参加をしてきました。今の若者の特徴に、「仕事がうまくいかないのは上司・先輩の指導が悪いからで、自分は十分に頑張っている」との考えや、先輩や上司から「サポートしてもらってあたりまえ」的態度で、感謝の気持ちが薄いと述べられていました。

すなわち、自己を反省することをせず、他者のおかげで仕事もできているということすら分からず、思いもつかないでいる。しかも、未熟な上に傲慢で、失敗を叱られて自分の世界に閉じこもるような子育ては真剣に見直さなければ、国の一大事だなと思いました。

根岸第四町会さんの定期総会にて来賓挨拶。
都市基盤整備が遅れる根岸地区の未来ビジョンを語る。

若者を育てたのは今の大人です。自分を未熟だと言う人は多いが、口で言うほど未熟だと思っていないのでは？人は自己を容認したいし、容認しなければ生きていくのは大変だと感じる。それなりに自己を高く評価するのは人間の自己防衛本能なのかな？しかし、私が知る仕事に成功する人の多くは、本当に未熟だと自覚しています。だからこそ、他人に迷惑をかけないように、毎日努力をし、人の意見に耳を傾けています。私もそんな方々に肖り、日々精進をいたします。

平成１５年４月２７日の初当選の感謝と感動を忘れる事無く、初心忘れず「一日一生」の精神で今後[illegible]頑張っていく事をお約束させて頂きます。結びに、皆様方の御活躍と御多幸を心より御祈念申し上げ、御挨拶と致します。

川口市議会議員　稲川和成

◆プロフィール

昭和三十九年　九月二十二日生まれ　おとめ座　A型
昭和五十二年　川口市立芝南小学校卒業
昭和五十五年　川口市立芝中学校卒業
昭和五十八年　日本大学豊山高等学校卒業
昭和六十二年　日本大学経済学部卒業
トーヨーサッシ㈱（現在トステムーINAX㈱）入社
平成元年　四月　父の体調不良により退社　㈱稲川本店入社
十月　父、川口市議会議員　稲川すえお享年五十四歳急死にともない二十五歳で代表に就任
平成十五年　四月　川口市議会議員初当選
平成十九年　四月　川口市議会議員二期目当選

★主な経歴・現職
川口市農業委員会委員・戸田競艇組合議会議員・自民党川口市議団副幹事長・自民党川口支部広報委員長など歴任・川口市交通安全対策協議会委員・日本会議首都圏地方議員懇談会副会長・川口市歌謡連盟副理事長・川口商工会議所青年部監事等

教育を考えます！

日本の伝統文化の大切さ、人間の尊厳・命・働く事の尊さを大切に、国語教育、歴史教育を充実させ、子供たちへ伝えたい事があります。

自然と環境を守ります！

美しい『水』、豊かな『緑』を次世代の子供たちに引継ぎたい！その信念のもと、地域の緑化促進を実現させます。

安心安全な街を目指します！

育児は崇高な仕事です。今、子育て支援の拡充が必要です。将来を心配させない、高齢者福祉・障害者福祉の充実を推進します。

もっと詳しく稲川和成 ☞ http://www.inagawa-kazunari.com

写真で紹介！稲川和成活動報告

５４歳で急逝した父親の代から大変お世話になっている芝２丁目町会の皆様と大いに語り合っています。左端が稲川夫妻

政務調査事務所を当選以来設置させて頂いている道合西町会防犯パトロール隊の皆様と！
安心安全な街づくりを目指し頑張ります！！

在家町会さんを中心とした新藤代議士の後援会（あすなろ会）の皆様と記念写真です。
日々のご指導に心から感謝申し上げます！総選挙必勝！！全力で応援します！！！

日本棋院の梅木理事をはじめ関係者と共に岡村市長に陳情！
市内４７小学校に囲碁の普及を求めて！何方かお手合わせを！！

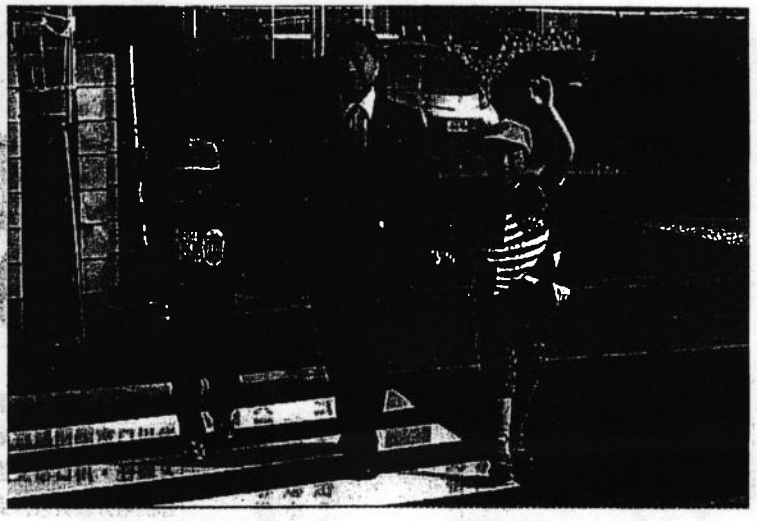

宮根町会青成部さんからの要望で市道に横断歩道の設置を実現！
児童、高齢者、障害者のために交通安全対策を推進いたします。

もっと詳しく稲川和成！ 稲川和成 検索

政務調査報告書(個表)

管理番号	3 — 7	平成 22 年 4 月 7 日作成
会派(議員)名	篠田 文男	
実施年月日	平成 22 年 3 月 29 日 他	
実施者名	篠田 文男	
調査の具体的内容	項 目	①研究研修費 ②調査旅費 ③資料作成費 ④資料購入費 ⑤広報費 ⑥広聴費 ⑦人件費 ⑧事務所費 ⑨その他の経費
	内 容	①市政レポート印刷代(20,000部) ②封筒印刷代 ※内容を詳細に記載し、報告書がある場合は添付すること
支出の内容	金 額	333,900 円
	内 訳	① 252,000 円 ② 81,900 円 合計 333,900 円 ※添付する領収書等と同一番号を付記し対応関係を明らかにすること
備 考		

※領収書等は領収書等貼付用紙(別様)に貼付し、この報告書に添付すること

領収書等貼付用紙

管理番号 ※	

領収書等は重ならないように貼付すること

領　収　証

篠田文男　様

22年3月30日

¥252,000-

上記の金額正に領収いたしました
但し 印刷代として

収入印紙 日本政府 200円 [redacted]

綜合印刷 [redacted]
亀田印刷株式会社 [redacted]
川口市本町3丁目6番9号
TEL (048) 222-6172
FAX (048) 223-4685

領　収　証

篠田文男　様

22年3月29日

¥81,900,-

上記の金額正に領収いたしました
但し 封筒印刷代として

収入印紙 日本政府 200円 [redacted]

株式会社 槙 [redacted]
〒333-0852 川口市芝樋[illegible]30
TEL.048-266-0903 FAX.048-267-6545
[redacted]

※管理番号は政務調査報告書（個表）と同一とし、複数にわたるときは枝番を付すること

川口市議会議員
しのだ文男 市政レポート
2010年vol.1
発行:
川口市議会議員 しのだ文男

連絡先：川口市西川口3-7-24
TEL048-252-2124

「元気な地域（まち）・・・・ひと」
地域もひとも、まず健康が第一

ご挨拶

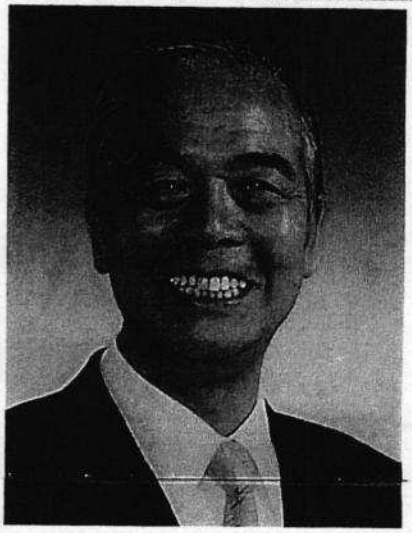

皆様におかれましては地域において、益々ご活躍のことお慶び申し上げます。

平素より私、市議会議員しのだ文男の政治活動に対し深いご理解と格別なるご高配を賜り、誠に有り難く心から御礼を申し上げます。

「光陰矢のごとし」時は人を待たずと言われますように年月の経つのは非常に早いものです。思い返しますと、もとより浅学非才、また、さしたる経験があるわけではない私が敬愛する皆様方との縁ありて、皆様のご支援を賜りご指導を頂きながら政治活動を行い、既に十一年が過ぎようとしております。

この間、恥ずかしい振る舞いは厳に慎むことはもとよりのこと、清く尊い一票一票の積み重ねによって与えて頂いた議席の重みを忘れず、皆様方の期待を損なうことなく真摯に政治に取り組むことを肝に銘じて、一つひとつのことに当たって参りました。

市政はなお種々の課題が山積しております。翻って、自らを評価すれば、独り善がりで、然も、我がまま気ままで欠点の多い我が身であることも十分に承知しておりますがそれでも、さらに前進しなければならない訳です。

そのためには多くの方々の言葉に、謙虚に、素直に耳を傾ける姿勢が肝要だと思っております。そして、真の勇気と情熱を傾注して明るくより良い街づくりのため、持てるすべてを出し尽くし、誇りを持って、凛として深く生きていく覚悟でございます。

私の小さな生い立ちと精神的支柱

私は、昭和十八年にこの横曽根の地に生を受けたわけですが、幼児期は栄養失調で病気がちだったと母から聞いています。満一歳を迎えた頃、肺炎を患い、母の背中におぶわれ、横曽根から市の中心部にある医院まで赴くも、医者から自宅に戻るまで命は持つまいと宣告されたそうです。自宅まで徒歩三十～四十分をかけてようやく帰宅したとき、私の命はまだあったようです。直ちに、母の実家の口利きで、当時の時代では珍しい医療の先端機材である酸素吸入器（ボンベ）が我が家に配送され、母からは、その計らいによって一命を取り留めたのだと口癖のように聞かされたものです。

そして、その後も母から「おじい様、おばあ様への感謝を忘れるな。二人こそ命の恩人だ。その恩を忘れたら、犬畜生にも劣るということだ」と、耳にたこができるほど、言われ続けたものでした。

こうした「恩を大切に」「命を大切に」との教えとともに、時の流れの中で育ち、私も浮世に、生き永らえさせて頂いているわけです。

真に正しいこと、否定しえない事実というものがあります。それは、この世に生をなしたことは実に奇跡、さらに、この世には、選ばれし者だけが一個の命として誕生するのだと認識することであります。自己の存在こそ正しいと認識する必要があるのです。そこから、ご先祖様をまず敬うことに始まり、さらに、この世に送り出してくれた両親を生来、命がある限り尊敬し続けていく心が根付きます。正しいことは何かを判断するとき、そのことを心の根底に潜ませていかなければならぬと思うのであります。

これから遭遇するであろう全ての事象に接したとき、平素からご先祖様を敬い、親を尊敬する心がある限り、全てが慈悲の心に成り得ないとしても、如何なる茨の道にあっても、正義に導かれ、道を切り開いていけると固く信じるものであります。

こうした精神的支柱を私に残してくれた母に、感謝と消えることのない愛情を持ち続けております。

プロフィール

【議員歴】
平成11年5月2日～現在3期目

【役職歴】
- 議会運営委員会委員長
- 建設常任委員会委員長
- 一般会計及び各種特別会計決算審査特別委員会委員長
- 戸田競艇組合議会副議長
- （社）川口青年会議所第14代理事長

【現　職】
- 監査委員
- 川口市環境審議会副会長
- 北町町会町会長

人生は老後にあり

自然界には改善を怠ると朽ちてしまうという法則があります。この地球上のあらゆるものは、停滞するものは何一つなく、進歩するか、後退するかのいずれか一方です。英知ある人たちは自ずから進歩発展への道を選択し、その進展に期待することでありましょう。進歩を願うのであればなおさらのこと、そうした人たちは、年齢がいくつになっても、自ら独自の目標を設定し、ひたすら「ひたむきな努力とあくなき熱心さ」をもって、惜しみない頑張りを見せるものであります。

もちろん、時として失敗や挫折もありますが、その時は素直に反省し、再び起き上がれば良いことであります。人生はとても一口で語れない深遠なるものですが、言ってみれば、「七転び八起き」の繰り返しであり、不連続の連続であります。そうした変化について、取り立てて気に病む必要もありません。肝要なことは、幾つになっても年齢にかかわらず、目標に向かってひたすら、謙虚に日々の研鑽を積むことであります。

暦が還ると書く、いわゆる「還暦」、満六十歳の誕生日を迎えた時のことを思い起こすと「赤いちゃんちゃんこ」の世界にこそばゆいやら恥ずかしいやら複雑な心境に陥ったものでした。六十年を振り返り、過ぎ去った過去が一瞬の出来事、まさに瞬きそのもののように思えたものです。

その六十年の歴史の中で、贅沢をしたのか貧しく暮らしたのか、楽しかったのか辛かったのかは大した問題ではありません。問題なのは、これから訪れる日々の中で、目標や生きがいを見出すことであります。私は、自分が住んでいる身近な地域社会で、必要なものは何か、かけているものは何か等々を自分の目と足で探り出すことだと思っています。

皆さんにもお勧めしたい。何も肩に力を入れる必要はなく、穏やかにそれでいてリラックスしながら何気なく、まず最初のステップを踏み出すことです。地球は我だけのために回っていると思うも良し太陽の光は我だけを照らしてくれていると思うもまた良し、です。人間すべからく、うぬぼれや、独善性が根底になければ、自信を持って生きていけないことも、素直な心の声かもしれません。やがて好むと好まざるとにかかわらず、時はたおやかに過ぎていき、森羅万象に対する憧憬と感謝の心が培われていきます。

「人間にとって一番の幸せとは何か。」を考えますと、何をさておいても「家族のため」や「人さまのため」「世のため」に、少なからずもお役に立てたと思える心境になり得ることではないでしょうか。自らお役に立てたという思いに至るか否かが、まぎれもなく「幸」か「不幸」かの狭間であると思います。

人生における最善の仕事は代償を求めずして「心からの奉仕」に徹することだと断言してよいのではないでしょうか。その精神が民主主義という制度を支え、さらには民主主義そのものに昇華していくと考えるのであります。

歴史から学ぶ　一温故知新一

歴史を辿ってみると、封建社会から近代民主主義国家へと導き、激動の日本の夜明けのために命を捧げた先達たちの中の二人、その方々ほど尊敬に値する男の中の男と呼ぶに相応しい人物は他に見当たらないと思います。

まず挙げられる、その一人は「金も要らぬ、名誉も要らぬ、さらには命をも要らぬ」と言ってはばからなかった偉大な指導者、西郷隆盛です。武士の中の武士であったと思います。

次に挙げられるのは、薩長連合の締結を取りまとめ、尊皇攘夷論から尊皇倒幕論へと導き、野人と言われた土佐の下級武士、坂本竜馬です。

坂本竜馬のすごい点は、日本の文化論や常識論を打ち破って薩長連合を導くために最大限の政治的貢献を果たしたことであり、竜馬の政治的な活動の中でも特筆されるものだったと思います。

それまでは、過去の文化論及び常識論では、弱小国や身分の低いとされる者が大国や身分の高い者に礼儀を尽くして頭を下げてこそ物事が治まるものだとする考え方が常説でありました。

しかしながら、坂本竜馬はその定説を覆し、強者が弱者に頭を下げてこそ、すべてが丸く治まる、その結果、時代の流れが素早く動いていくものだ、と信念を持って説き、長州に対して頭を下げてくれと薩摩に懇願し、ここに薩長連合が締結され、我が国が封建社会から近代民主主義国家へと移行する速度を早めたことは歴史的事実であります。

私が歴史から見て偉大な指導者として尊敬するのは、この西郷隆盛と坂本竜馬のお二人です。勿論、まだまだ今日まで日本を導いた偉大な指導者は他にも大勢いらっしゃることは充分承知しています。

出来得ぬ、成し得ぬこととは思うが、二人のような生き方こそ私の目標であり、ましてや出来得たならば、これほどの幸せはないと思います。

先人を範とし、市民のために信念を持って政治家として私自身を生かしていくためには、ひたすら自ら修練すると共に生きた学問の修養に相い努めなければ、何事も先へ進んでいかないと思っております。

それには、歴史上に登場してくる偉人達人の生き様を学び取り、精神（こころ）の糧として生きていくことこそ、人間として、議員として立派に生きる道に繋がると確信するものであります。

連合町会体育祭
北町町会婦人部の皆さんとともに

同僚の前原市議と行政視察
写真中央：西尾正範函館市長

議会運営委員会にて
安城市議会を視察

本会議場にて
市政に対する一般質問

平成２２年新春交礼会
岡村市長と町会の皆さん

北町町会グランドゴルフチームを
応援

家こそ人間としての生存基盤
「伝統の大切さ」守るべき価値は守り、志高く

川口市議会議員
篠田文男　先輩
後輩　稲川和成

鳩山内閣の法務大臣に、死刑制度に反対する議員連盟に所属した千葉景子参議が就任した。千葉氏は、弁護士時代に旧社会党に近づき、昭和六十一年第十四回参議院議員通常選挙に社会党公認で神奈川選挙区から立候補し初当選。以後当選四回で、社民党副党首時代の平成九年に社民党を離党し、民主党に入党する。千葉氏の主義主張は、死刑廃止派・国旗及び国歌に関する法律に反対・二重国籍推進派・国籍法改正推進派・入国管理局の不法滞在外国人通報システムを批判等、日本や日本人の為の政策や主張をしていない、恐るべき人間である。法務大臣としての資格があるとは思えない。死刑の執行は法務大臣の命令により、判決確定から六ヶ月以内に執行しなければならないと、刑事訴訟法に規定されている。我国には、死刑が確定していながら、未執行の死刑囚が百人以上いるのだ。犯罪被害者の遺族の感情を踏みにじっている事は言うまでもない。法務大臣は死刑執行命令書に署名する義務があり国民の安全を護り、法秩序を守る事である。よって千葉氏には、大臣の資格はなく、即刻辞任すべきである。

千葉景子法務大臣は、今年の通常国会に、選択的夫婦別姓制度を導入する為の民法改正案を提出すると表明。また千葉氏は、これまで実現できなかった事が異常であるとも発言している。実現すれば、親子はもちろん、子供間でも姓が違う事態にもなりかねず、家族解体が加速するのは必至だ。選択的夫婦別姓制度とは、婚姻した夫婦がそれぞれの姓を名乗る事ができる制度です。民主党案では、親子別姓は当然、子供がどちらの親の姓を名乗るのか、随意で決定するとしています。子供をどちらの姓にするのか、夫婦だけでなく実家迄巻き込んで決める事にもなるだろうし協議が上手くいかなければ、家庭裁判所等の調停が必要になる事は必至だ。家族の絆はギスギスしたものになるであろう。

夫婦別姓推進論者は、導入理由を色々と掲げているが、いずれも個人の利益の追求であり、その根底にあるのは社会の基本単位を家、家族から、個人にしようとするものだ。現代人は人間中心主義、物理主義に陥ってしまったようだ。科学の進歩によって、我々の生活の利便性や快適性が高まった為にあたかも人間は孤立して生きていけるような錯覚をしている人が多くいるようだが、人は孤立弧存では生きていけない。人は父母の間に誕生し、そして配偶者を得て生命を伝えていくというのが自然の摂理である。人を愛し、人から愛される、あるいは人を信頼し人から受容される事が生きる力の源泉であり、精神的にも孤立しては生きていけない。また物質的に恵まれていても単独、孤立では生きられない。戦後、共産主義者が批判し、解消しようとしてきたのが「家制度」である。戦前の民法で定められた「家制度」は、戸主に婚姻への同意権や家族の居所指定権等を与え、家族の統率者としていた。戸主の地位は財産権と共に家督制度という制度によって継承されていた。戸主は男性が原則であり、江戸時代に発達した武士階級の家父長制度を基にしている事から、封建制の遺物だとして徹底的に否定されている。しかし明治憲法下の「家制度」を否定するあまり「家」そのものを否定するのは間違いである。人類はいつの時代にも家を持ち、家族と共に、生きてきた。それぞれの時代、地域によって様々な環境から、家族の統率の在り方や遺産相続等独自の「家制度」を発展させてきた。戦前の旧民法下の「家制度」は男性が女性を支配する制度であり、女性は家に隷属させられていた等と批判されている。これは現在から過去の歴史を糾弾するのと同様だ。実際の夫婦関係が様々であった事は明治時代の文学を見ても分かるはずである。

戦後、急に女性が強くなったわけではない。様々な女性差別があったものの、キリスト教社会やイスラム教社会と比べれば、我国の女性の地位は古代から高かった。まして戦前の女性だけが不条理、不合理な厳しい状況の中で生きていたわけではない。一面だけをとらえて、女性を束縛した「家制度」を、全面的に否定するのは、誤りである。人にはそれぞれの定め、義務と責任があり、男と女にはそれぞれの役割がある。人間社会を維持していく上で敬神崇祖という定めがあり、先祖に報恩感謝し、子孫に責任を負わなければならない。その基盤となるのが「家」である。「家」を解体して人の安住、安息、幸福はない。よって戦前の「家制度」を批判して「家」は不必要とする考え方は誤りである。法務大臣が先頭に立っての家族の解体、社会秩序の崩壊をもたらす選択的夫婦別姓制度を導入すべきではない。

日本は今、再生か崩壊かの重大な岐路に来ています。平成十八年に、旧教育基本法を全面改正し、現在の教育基本法に、伝統文化の尊重、愛国心、道徳と規律重視、宗教に関する教養、家庭教育等、戦後教育を是正する内容が多く盛り込まれています。しかし、この教育理念を学校現場に定着させていく為には、教育行政、学校、家庭に新教育基本法への理解の浸透を図っていく必要があります。そこで、現在不肖稲川は「日本会議」という名の組織に入り、ふるさと川口にその支部組織を立ち上げるべき鋭意奮戦しているところです。未来の宝　子供たちの為に、地域より日本の街づくり運動を開始しています。日本再生の底力は草の根国民運動である。

結びに今回原稿の投稿機会を与えて頂きました篠田文男先輩に心より感謝申し上げると共に御家族御親族の御繁栄と後援会の御発展、会員皆様の御健勝御多幸を心底より御祈念致します。

平成二十二年　早春

今だからこそ言える実績

川口市政貢献彰

平成十三年十二月川口市議会定例会で、「市民顕彰」について質問をし、提案が通りました。経緯については次の通りです。

【市民顕彰について】

◆「市民貢献彰」として感謝状とバッジの贈呈について

今、国では、勲一等旭日大綬章を頂点とする叙勲制度の見直しをしていると聞く。人の功績に対する国家的評価とも言えるが、人をランクづけするようなところもあり、簡素化の方向と報道されている。

その人の功績、功労を讃える川口市の制度としては、川口市表彰が市の規則をもとに運営されているのである。

先ごろ、十一月十日、川口市の日に表彰式があった。功労表彰一人、一般表彰百二十六人。ちなみに内訳は、自治功労九十二人、教育文化功労七人、寄付功労二人、社会福祉功労八人、保健衛生功労四人、産業功労一人、保安功労十二人。職員表彰三十八人、合計百六十五人にのぼる。

本市の自治の振興と公益福祉の増進に貢献し、その功績が顕著であり、他の模範となるものの表彰として、功労表彰と一般表彰、そして職員表彰の3つがある。

この表彰要件は、在籍期間や年齢などがあると聞いているが、各々の立場で市政に貢献されてきたわけである。

私の提案は、過去に業績表彰で終わっていた市表彰を、その後の地域貢献へもつなぐもので、さらにボランティア活動へも通じるものとして考えたい。

表彰を受ける人に、市政貢献彰として、バッジ「きらり川口　ゆめわーく」の色合いを真似たり、あるいは材質を変えて小振りに製作したらどうか。あるいは、全く別次元のものを製作、交付してはどうか。このバッジのネーミングは、私の考え方では「エクセランス」、これは卓越した優秀の意味であるが権威あるものとして、感謝状に記念品とバッジを添えて、贈呈してはどうか。

市政貢献彰として、このバッジを受けた人は、地域に戻って地域のリーダーとして各分野で尊敬され、慕われつつボランティア活動を実践していく、これによって、さらに地域活動が盛んになり、やがては活気ある川口になるのではないか。

【岡村市長　答弁】「市政貢献彰」として感謝状とバッジの贈呈についてのお尋ねでありますが、長年、各分野で本市の自治の振興、公益福祉の増進等に貢献され、他の模範となる方々に対しまして表彰させていただいておるところであります。

表彰される方々は、地域にあって、当然、長年の御労苦御功績に対しまして感謝され尊敬されるお立場であることは、議員御指摘のとおりであろうかと存じます。

御提案の、市政貢献彰としてバッジを贈呈することにつきましては、市民の地域貢献意識を高め、地域活動をより推進するうえで有意義なことであり、また受賞された方々の更なる御活躍を御祈念申し上げる観点からも、積極的に検討して参りたいと存じております。

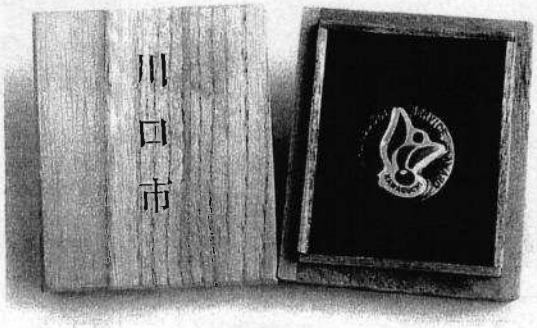

貢献彰のリング部分に刻まれている「kawaguchi service award」の「award」とは、審査して与える、授与するの意。

西川口駅西口 公衆トイレ設置経緯

設置経緯

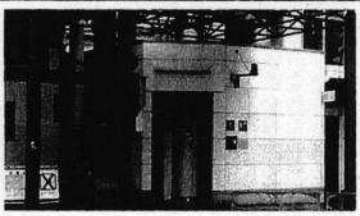

◎平成10年4月9日

西川口駅西口周辺街づくり推進協議会より、以下の要望事項からなる「西川口駅西口整備について」（要望）が提出される。

①エスカレーターを設置すること。

②陸上通路を拡幅し、西口券売場を設置すること。

③交番と便所の位置を交換すること。

④北町方向の階段を設置すること。

⑤美しい便所を造ること。

⑥鋳物を外装等に使い、イメージアップを図ること。

※西川口駅西口周辺街づくり推進協議会の要望を受け、駅西口エスカレーターの整備の実施、交番の移設についてH12．11より「川口警察署」「JR」と協議を開始する。

◎平成12年11月～平成13年4月

「川口警察署」等と交番移設協議

・平成14年9月　旧公衆トイレ解体

・平成14年12月　旧交番解体、新交番建設開始

・平成15年3月　新交番完成し勤務開始

※交番移設に伴い、旧交番の跡地への公衆トイレ設置について、市関係部局、「JR等」と検討、協議を行ったが、西川口駅自由通路等の整備計画に合わせたエレベーター設置、新たなトイレ設置となるとバリアフリーのトイレの必要性、防犯上の問題等々の理由により、公衆トイレの設置を断念した。

◎平成15年3月

西川口駅自由通路等改修設計を発注

〈公衆トイレ設置の新たな適地がないこと等により、設計の中には公衆トイレが含まれていなかった〉

●平成15年6月

私は、公衆トイレの設置についての強い要望をしました。

※その内容は、地元から「立小便される」等々苦情が多く寄せられていることから、再度、市役所での協議を行い、西川口駅自由通路等工事と併せて公衆トイレを設置することを強く要望し実現しました。

※これを受け、西川口駅自由通路等改修設計に公衆トイレの設置を追加する方向で「JR」と協議を行い、設計変更する。

◎平成15年10月

西川口駅西口周辺街づくり推進協議会（各町会長、商店会長）へ、自由通路、エレベーター、公衆トイレについて説明する。

◎平成16年3月

駅前広場隣接住民へ自由通路、エレベーター、公衆トイレについて説明。

◎平成17年5月26日：「JR」用地の土地無償使用賃借契約を締結

◎平成17年5月27日：公衆トイレ完成

《トイレ内容》

構造：鉄筋造り１階建て　床面積21㎡

内容：◆男子トイレ：大便器１、小便器２、手洗器１

◆女子トイレ：大便器１、手洗器１、おむつ交換台１

（女子トイレは、車椅子使用者兼用）

管理：川口市領家衛生センター

清掃協力：西川口駅西口周辺街づくり推進協議会・西川口地区連合町会

建設費：約24，800千円

これでいいのか学校教育

昨年夏の政権交代に伴い、事業仕分けにより「廃止」「見直し」などの指摘を受けた事業がたくさんあります。将来を担う人づくりである教育の分野も、聖域ではありませんでした。昨年末に閣議決定した、文部科学省関係の２０１０年度予算の総額は５兆５９２６億円であり、前年度比５．９％増と、過去３０年で最高の伸び率となりました。しかし高校無償化ばかりがクローズアップされる一方で、仕分けで指摘を受けた事業への逆風は止まず、「心のノート」の見直しや「英語ノート」の廃止が決定しました。日本の学校教育は、本当にこれでいいのでしょうか。

（１）全国学力・学習状況調査の実施方法

「全国学力テスト」（正式名称は「全国学力・学習状況調査」）は、我が国の児童生徒の学力向上を目指して平成１９年度より悉皆調査（※１）（対象児童生徒全員参加）として実施されてきました。対象は小学校６年生と中学校３年生、国語と算数・数学の２教科で、それぞれ基礎的知識を問うA問題と活用力を調べるB問題の２種類があります。同時に学習環境や生活習慣も調べ、それらと学力との関係にも目を向けたものです。

３年目となる今年度は、調査結果のデータも蓄積され、今まで以上に学力向上の為の有効な活用が図られ、確実な成果が現れてきているところです。

しかし、皆様もご存知のとおり、新政権による事業仕分け作業で「全国学力テスト」が予算の無駄と指摘され、平成２２年度からは抽出調査になることが決定されました。

今年度５８億円だった予算規模が、３３億円に圧縮され、最終的に抽出率は全国平均３１．６％（小学校２５．４％中学校４３．７％）とされました。しかも、地方は高めに設定され、都市部は低めに設定されました。

来年度こそ、調査初年度に小学校６年生として調査対象だった児童が、中学校３年生となり再び調査対象となることで、今までの学力向上のための取組の成果を検証する絶好の機会であり、重要な意味をもつ「全国学力テスト」になるはずだったのです。

今後、さらに専門家会議が設置され小中学校の抽出率の変更や試験の頻度を減らすことなど抜本的な見直しに着手すると報道されており、残念でなりません。

これでは、義務教育が全国で均等に実施され、水準が維持されているかの調査としての実施の目的が根本的に失われるのではないでしょうか。その結果、各地域における児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の課題を把握し改善していくという本来の調査の趣旨が活かされないことになってしまい、誠に遺憾であります。

わが国の未来を担う児童生徒の学力に関わる重要な政策を「予算上の問題」で単純に片付けてよいのでしょうか。新政権の科学分野に対する姿勢でも分かるように、現政権には「教育は国家百年の計」ということが理解されていないように思われます。

（２）運動能力テスト

「運動能力テスト」（全国学力・運動能力、運動習慣等調査）は、全国的な子どもの状況を把握し、分析することにより、子どもの体力向上に関わる施策の成果と課題を検証し、改善を図り、継続的な検証改善サイクルを確立し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てるために実施されていました。平成２０年度・２１年度と調査が実施されてきましたが、調査対象となる児童生徒が小学校５年生と中学校２年生のため、平成２３年度以降まで継続した調査を実施することにより、初年度の調査結果との比較をし、体力向上の検証を行い、各学校において児童生徒の実態に合わせた指導法の改善を進めることができ、重要な意味をもつものです。新聞報道では学力テストと同様に抽出調査に変更されるとのことですが、抽出された限られた学校だけでは、児童生徒の実態を把握していくことは難しく、現在児童生徒の体力の低下や健康について問題視されている中、このような逆行した取り組みでよいのでしょうか。

（３）教員研修について

教員の資質向上に関する、平成２２年度の予算査定額は４億６９００万円で、前年度比７億４７００万円減となりました。

教員免許制度に関しては、昨年４月から導入されたばかりの教員免許更新制の効果検証等を含めた、抜本的な見直しとしておりますが、今年１月、この制度により、大学で受けた講習内容や成果について、文部科学省が受講後に参加教員の提出した「事後評価」を集計したところ、９割が「よい」と評価していました。せっかく良い制度を構築したのに廃止が前提でよいのか、議論が不十分なのに政権交代が理由で変更してよいのかなど、多くの疑問を感じます。

また、大学における現職教育への支援では、教員免許制度の方向性が示されるまでの間、更新講習開設大学への補助などが予定されています。しかし、更新制度そのものの議論が進まず、どこへ進んでいくか行方もわからない中で、十分な研修が続けられていくのでしょうか。

「人づくりなくして郷（くに）土づくりなし。」人づくりの根幹を成す日本の学校教育は、**本当にこれでいいのでしょうか。**

※１悉皆調査（しっかいちょうさ）

全数調査またはセンサスともいう場合もある。悉皆調査とは、調査対象の母集団の全てを調査する事を言う。悉皆調査の最も代表的なものは５年ごとに１０月１日に施行される国勢調査がある。調査対象を全て調査する事は調査の精度としては理想的であり、結果も信頼性が高い。しかし、実際に全ての対象者を調査することは不可能に近い。また、多額の経費と膨大な時間が必要となる。実務的な悉皆調査は特定分野ユーザー、例えばある企業の社員や、特定の自動車の所有者などで行う場合が多い。

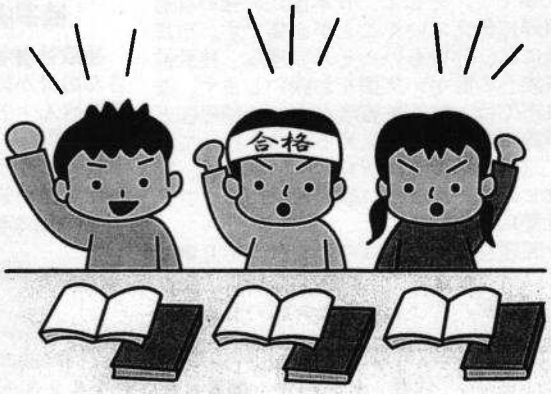

「日暮里・舎人ライナー」の延伸を！

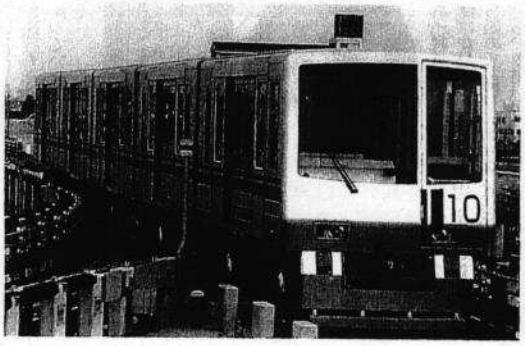

◆日暮里・舎人ライナーの開通

川口市域の南東部から本市を縦貫し、埼玉県と東京都を結ぶ幹線道路通称「第二産業道路」の上に、東京都の軌道交通「日暮里・舎人ライナー」が、昨年三月末に開業しました。

本市に隣接する見沼台親水公園駅とJR日暮里駅を二十分で結び、環境にやさしく乗り心地に優れたゴムタイヤ仕様、ランニングコストを抑えた無人運転が特徴の新交通です。本市からも、新郷や安行地域の方々の利用者も増え、本市への延伸の期待が、一層膨らんできています。

それでは、この軌道交通を本市まで延伸した場合、どのような効果が期待できるでしょうか。

◆交通不便地域における都市基盤整備の強化

まず、本市における交通不便地域である、新郷や神根・柳崎といった地域の利便性が飛躍的に高まります。現在、川口はJR京浜東北線とSR埼玉高速鉄道線沿いの二つの軸を中心とした都市構造を有しています。ここに、ちょうどクロスする形で新たな都市軸を形成することで、現在、都市基盤整備が立ち遅れている地域について、その充実に向けた大きなきっかけとなり、私共が目指している「均衡ある川口の発展」へとつながります。

さらに、交通施設というものはネットワーク化されることによりお互いに相乗効果を発揮するという性質があります。ここでは、新交通とSRの交通結節機能を高めることにより、SRの利用者の増加も併せて期待できます。

◆世界に開かれたSKIPシティに向けて

また私は、第二産業道路から現在事業中の「里・上青木線」を経由して、「SKIPシティ」へと導くことができないかと考えています。SKIPシティには、NHKアーカイブや早稲田大学川口芸術学校はもとより、本市から世界に向けて発信している国際Dシネマ映画祭など、抜きん出たコンテンツを有しているにも関わらず、残念ながら、地域のまちづくりに広く取り込まれているとは言えず未だ、その潜在能力を十分に引き出せていないと感じています。

ちなみに京成電鉄は、来年春より、日暮里と成田空港を結ぶ新ルートを三十六分で結ぶ新型スカイライナーの導入を発表しています。これを使えば、本市からも一時間足らずで、我が国の玄関口・世界の空へとつながる成田に到着することが可能となります。

図らずも、西川口周辺は、本市の中でもアジアを初めとする外国人の方々が最も多くお住まいになっているエリアです。Dシネマ映画祭を我が国を代表する映画祭の一つに育て、その中核としてSKIPシティはもとより関連コンテンツ産業を沿線に展開、川口の新たな活力の源とする、そのようなまちづくりと一体となった取組みを構想する時期にきているのではないかと考えています。

◆鳩ヶ谷市との合併によせて

そしてもう一つ、まだあまり十分な議論がなされているとは言えませんが、私はそろそろ鳩ヶ谷市との合併後のイメージについても具体的に考える必要があるのではないかと考えています。

鳩ヶ谷市との合併は、地勢的な観点において、また歴史的な経緯においても、その選択肢は無視できないと思います。しかしながら川口市民にいかにそのメリットを感じていただけるか、これは今後の議論における一つのポイントになろうかと思います。

ここで、唐突に思われるかもしれませんが、私は、この新交通の整備が、文字通り両市の架け橋となり、両市の市民の気持ちを一つにして、新しい都市像を描く象徴的なプロジェクトにならないかと考えています。

ご案内の通り、第二産業道路は新郷地区からSR鳩ヶ谷駅の脇を経由し、また神根地区へと結んでいます。また、先に述べた「里・上青木線」は、鳩ヶ谷市の「里」と、上青木を結んでいます。この新線の整備により、先に述べたような、本市の交通不便地域を解消しつつ、また本市と鳩ヶ谷市との連携機能の強化を図る、両市民が力を合わせて、合併後の新しい川口の姿を作っていく、そんな発想の転換ができないかと考えています。

もちろん、合併の問題は、交通インフラだけでなく、多角的な観点から十二分に議論が尽くされるべきであると思いますが、いずれにしても、合併を成功へと導くためには、対立構造の中だけで課題をとらえるのではなく、同じ目標に向かって両市民が心と力を合わせることができるような、そのようなビジョンづくりが、ある段階において必要となってくるのではと考えています。

◆最後に

もちろん、新線の建設は、そうたやすいことではありません。

費用対効果分析はもちろん、本市の財政体力、施策の優先順位、たとえば、区画整理や下水道、公園の整備や住宅密集地の防災性の向上など、都市基盤の整備だけでも課題は山積です。これに、福祉や教育、産業の振興に子育て支援など、各般の行政課題とのバランスを十分に考慮する必要があります。

しかし、インフラ整備に必要な技術は常に進歩しています。新線の建設についても、その実現を信じる人が増えれば増えるほど、その道中は楽しく、やがて大きな潮流となっていくでしょう。

川口を愛し、未来の川口の幸せを願ってやまない一人として、これからも様々な議論が展開されていくことを期待するものです。

北朝鮮による拉致問題の究明と被害者の早期救出を求めて

拉致問題の解決には、国民世論の盛り上がりが大事です。そして、日本国民の強い意志を北朝鮮に伝えていくことが必要です。市民の皆様には、今後もいっそうの理解と拉致被害者家族への温かい支援をお願いします。なお川口市では、拉致被害者などの早期帰国と拉致問題の真相解明を求める署名を行っています。（署名簿は市役所ロビー、各支所、駅前行政センター、西川口駅連絡室のカウンターに設置）

拉致問題を考える川口の会では、毎月第1日曜日に川口駅東口で、街頭での署名活動を行っています。ぜひご協力をお願いします。

●川口市にも被害者がいます●

拉致被害者の田口八重子さんのほかに、５人（井上克美さん・石井久宏さん・新木 章さん・藤田 進さん・佐々木悦子さん）の特定失踪者がいます。

（平成２２年３月１日現在）

☆情報をお寄せください！

中山元大臣と（写真上）
特定失踪者・藤田進さんの弟である隆司さん、前原市議と（写真左）

拉致問題を考える川口の会　http://kawaguchi.aikotoba.jp
代表　前原博孝　携帯０９０－４４２３－８０９７

政務調査報告書（個表）

管理番号	34-100	22 年3 月31日作成
会派(議員)名	自由民主党	
実施年月日	22 年 3 月 31 日	
実施者名	豊田 満	
調査の具体的内容	項目	①研究研修費 ②調査旅費 ③資料作成費 ④資料購入費 ⑤広報費 ⑥広聴費 ⑦人件費 ⑧事務所費 ⑨その他の経費
	内容	市政レポート配布代として ※内容を詳細に記載し、報告書がある場合は添付すること
支出の内容	金額	252,000 円
	内訳	ポストインサービス 60000枚 × 4円 = 240,000 × 5%（消費税） = 252,000円 ※添付する領収書等と同一番号を付記し対応関係を明らかにすること
備考		

※領収書等は領収書等貼付用紙（別様）に貼付し、この報告書に添付すること

領収書等貼付用紙

管理番号 ※	34-100

領収書等は重ならないように貼付すること

領収証　川口市議会議員 豊田満 様　No.

¥ [illegible]

但し 2月度 配布代金

平成22年 3月 31日 上記正に領収いたしました

収入印紙 日本郵便 200円

内訳 [redacted]

税抜金額 [redacted]

消費税等 (%)

株式会社 ポストインサービス
〒343-0837 埼玉県越谷市蒲生本町13-1
TEL 048-987-1112
FAX 048-987-1113

※管理番号は政務調査報告書（個表）と同一とし、複数にわたるときは枝番を付すること

川口市長　　岡村　幸四郎　　様
川口市議会議長　　板橋　智之　　様
川口市議会・議会運営委員長　　宇田川　好秀　　様
（写し）
川口市議会議員各位
川口市議会事務局長

平成24年11月23日

川口市民オンブズマン・代表　村松幹雄
〒333-0821 川口市東内野56-33
電話：Fax：048-295-0580
kawaguchi.citizen.ombudsman@mbe.nifty.com

政務活動費に関する申し入れ書

地方自治法100条14項から16項の改正、地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議に基づく、政務活動費に関する条例の制定・改正について以下のとおり申し入れます。

記

第1　過去の判例等を逸脱する使途拡大を行わず、使途基準を厳格に制限すること

改正される条例の定め方によっては、政務調査活動以外への支出を許容する結果をもたらす恐れがあり、条例の制定・改正にあたっては、従前の政務調査費の使途を拡大することなく、政務活動費の使途基準を厳格に制限すべきである。これは名称が政務調査費から政務活動費に変更されたとしても、同条項を規定する地方自治法100条は議員の調査権限を定めたものである以上、議員、会派の調査活動と無縁な活動への支出を許すことではありません。

改正法が「その他の活動」を加えた趣旨は当該活動が議員、会派の調査に属することを前提とするとともに、それ以外の活動に資するものであっても費用を支出する余地を認めるというものであって、これまで各地の裁判所で示された使途基準とほぼ同様であり、これまで裁判所が許さなかったものに対しても支出を許すものではありません。

第2　更なる使途の透明性を確立し、市民の信頼に応えること

法改正では「議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」され、附帯決議でも「議員活動の活性化を図るためにこれを行うものであることを踏まえ、その運用につき国民の批判をまねくことのないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、使途の透明性の向上が図られるよう、特段の配慮を行うこと」とされています。

これは、政務調査費の支出について、これまでの議会による公開状況を改善すべきことを指摘していることから、条例の制定・改定にあたっては、更なる透明性を確立することがない条例制定・改定を行うことは市民が許しません。

第3　上記2点に関する具体的な事項を条例の制定・改定等に反映すること

これまで当会では川口市議会の政務調査費に関して2回の監査請求を行い、この活動を通じて監査結果等により、政務調査費に関して改善すべき事項が明らかになった。また、今回の法改正において条例制定・改定に反映すべき具体的な事項があり、以下の具体的な事項を申し入れます。

1. 平成24年12月議会で条例制定・改定を早急に行うのではなく、学識経験者・市民を含めた検討委員会で検討し、他自治体で行われているようにパブリックコメントを行ってから条例制定・改定を行うこと

2. 市長が議員や会派へ政務活動費を交付し、公費支出に関する説明責任を負う者であるところから、議員だけで条例制定・改定を検討するのではなく、交付を行う市長も条例制定・改定の議論に参画して、交付する側として意見・要望等を表明し、条例等に反映すること。

3. 議会において会派間だけでの検討のみ、また、委員会付託もせず、本会議での上程即日の議決だけで条例制定・改定を行わないこと。

4. 市長が議員や会派へ政務活動費を交付し、公費支出に関する説明責任を負う者であるところから、制定・改定される条例では「この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。」とすること。

5. これまで川口市議会では、使途基準の項目になかった会議費、要請・陳情活動費等を追加する場合、そもそも地方自治法100条が議員の調査権限を定めたものであることから、当該政務活動費を充てることができる経費の範囲を、議員・会派の調査活動に密接に関連するもののみとすること

6. 支出を証する書面の提出として「収支報告書」「領収書」「出納簿」「視察報告書」「成果報告・成果物」「広報誌（現物または全ページ）」「備品台帳」等を市民に公開すること。

7. 収支報告書や領収書等を議会ホームページに掲載するとともに、公文書公開請求による公開ではなく、何人でも閲覧を希望する場合、他自治体議会で行われているように「閲覧申し込み書」等の簡便な手続きで随時公開すること。

以上